

## 函館市老人クラブ運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の老人クラブおよび老人クラブ連合会の健全な運営を期することを目的として補助するために必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金の交付対象は、「函館市老人クラブ運営要領」および「函館市老人クラブ連合会運営要領」に基づき活動を行う、老人クラブおよび老人クラブ連合会（以下「老人クラブ等」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は別表のとおりとする。

(補助金交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の「1区分」欄に定める区分により補助基準額を算定するが、算定方法は次の各号によるものとする。

(1) 老人クラブ運営費補助金にあつては、「2補助基準額」欄に定める補助基準額と「3補助対象経費」欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、運営事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額とし、予算の範囲内で交付する。

(2) 老人クラブ連合会運営費補助金にあつては、「2補助基準額」欄に定める各項目ごとに、同欄に定める補助基準額と「3補助対象経費」欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、運営事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金を交付する場合は、次の条件を付するものとする。

(1) 補助対象事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が変更前の補助対象経費の10分の1を超えないとき。

イ 補助金の交付の目的の達成および事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

(2) 補助対象事業により取得し、または効用の増加した価格50万円以上の機械および器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(3) 補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を怠らなければならない。

(4) (2)の市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市に納付させることがある。

(5) 補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付の申請、決定等については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条，第4条関係）

1 区分	2 補助基準額	3 補助対象経費
<p>1 老人クラブ 運営費補助金</p>	<p>1 老人クラブ分</p> <p>(1) 均等割 1クラブにつき 20,000円</p> <p>(2) 会員割 正会員（60歳以上の会員で複数のクラブに所属している場合は一のクラブに限る。以下同じ。） 1人につき1,300円を乗じて得た額（当該年度の4月1日現在）</p> <p>ただし，新設クラブの認可年度については，「年額×（活動月数／12か月）」とする。 （1円未満切捨て）</p>	<p>老人クラブ等運営事業に必要な報償費，給料，職員手当等，共済費，賃金，旅費，需用費，備品購入費，役務費，委託料，使用料及び賃借料</p>
<p>2 老人クラブ 連合会運営費 補助金</p>	<p>1 老人クラブ連合会分</p> <p>(1) 次に掲げる事業を実施する場合で市長が必要と認め た額（事業費）</p> <p>ア 老人クラブの活動促進 に資する事業</p> <p>イ 健康づくり・介護予防 に資する事業</p> <p>ウ 地域の支え合いに資す る事業</p>	

	<p>エ 若手高齢者による組織化の支援や老人クラブの加入促進に資する事業</p> <p>オ その他生きがいと健康づくりに資する各種事業</p> <p>(2) 事業を運営するために市長が必要と認めた額（運営費）</p> <p>ア 人件費</p> <p>イ 会員割 180円×老人クラブ連合会加入老人クラブの正会員数（当該年度の4月1日現在）</p> <p>ウ その他の運営事業費</p>	
--	--	--